

平成 30 年 5 月 29 日現在

機関番号：82723

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780029

研究課題名(和文) 国際人道法における国家責任制度の研究 - 国家責任条文と条約体制の相互関係 -

研究課題名(英文) State Responsibility in International Humanitarian Law: The Interplay between ILC Articles on State Responsibility and Treaty Regimes

研究代表者

黒崎 将広 (Kurosaki, Masahiro)

防衛大学校(総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工・人文社会科学群・准教授)

研究者番号：10545859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際人道法違反によって生じる国の責任について関係諸条約と慣習国際法(国家責任条文)がどのような関係にあるのかを、様々な角度から検討することを目的としたものである。本研究期間では、とりわけ国際犯罪処罰に関する国家の協力等の義務、武力紛争当事国を代表する者(交戦者資格)と同国として責任を負う者(責任帰属)の関係、サイバー攻撃の文脈で問題となる国際人道法上の責任に関するルールの側面に焦点を当て、研究成果をそれぞれについて公表した。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to deal with how customary law of state responsibility and relevant treaty regimes interplay with respect to the violation of international humanitarian law. It particularly focused on the following contexts: States' obligations to prosecute and punish international crimes; the relationship between belligerent status and the attributability to a State; and cyber operations in armed conflict. Each part of the project has been published in academic book chapters and peer-reviewed journals.

研究分野：国際法

キーワード：国際人道法 武力紛争法 国家責任

1. 研究開始当初の背景

国際人道法（武力紛争法または戦争法とも称される）の違反行為は、実行者個人の刑事責任、および当該違反行為が帰属する国の責任を発生させる。個人の刑事責任については、とりわけ 1990 年代以降の国際刑事裁判制度の発展に伴い国際法学で数多くの研究がなされてきたのとは対照的に、国家責任についてはこれまで十分な研究がなされてきたとは言いがたい。このことは、国際人道法の権威である Sassòli が同法違反の国家責任を「最も困難で細心の注意を要するが、未だほとんど分析されていない国際人道法の問題」（Sassòli, p. 421.）と評していることから明らかである。

事実、国際人道法違反に関する国家責任の問題については、これまで賠償責任（陸戦法規慣例条約第 3 条およびジュネーブ第 1 追加議定書第 91 条）に関する研究（Kalshoven および d'Argent の研究等）、とりわけ我が国では戦争犠牲者個人の請求権をめぐるものに集中してきた（申他等）。しかしながら近年の国際人道法における国家責任は、それだけに留まらない大きな展開を見せている。なかでも国家への責任帰属（たとえば、無人機攻撃やサイバー作戦における民間軍事会社従業員その他の文民による敵対行為の国家への帰属）、他国の行為への支援または援助から生じる責任（たとえば、北大西洋条約機構 NATO の共同軍事作戦から生じるクラスター弾その他の規制対象兵器の使用にかかる国家の支援責任）、強行規範の性格を有する国際人道法の重大な違反行為に対するすべての国の責任（たとえば、イスラエルによるパレスチナ分離壁建設から生じる責任）といった問題は、国際司法や学術の場で幾度となく論争を呼んできた。

以上のような国際人道法違反に関する国家責任の問題は、慣習法たる国家責任法と人道法諸条約の関係規定の解釈適用によって処理される。前者については、国連国際法委員会（ILC）が 2001 年に採択した国家責任条文が、慣習国際法を法典化したものとして援用されてきた。しかし、個別問題によっては、国際人道法違反の法的帰結をめぐる国家責任条文と人道法諸条約との間にしばしば抵触が生じうる。この場合、両者の間にはどのような調整がなされるのだろうか。

この点につき国家責任条文は、第 55 条で国家責任条文に対する特別法（*lex specialis*）の優位を規定している。しかしながら、国内法とは異なり、国際法ではあらかじめ何が一般法で何が特別法であるかを定めた規定は存在せず、ケース・バイ・ケースの判断に依存せざるをえないことは、ILC 自身も「国際法の断片化」に関する研究の中で認めている

（ILC, p. 116, para. 224.）。しばしば国際人道法は特別法と評されることがあるが、国家責任法との関係においていかなる人道法規定が特別法の性格を有するのかについて見解は一致しておらず、逆に当該問題を人道法条約ではなく一般国家責任法で処理した事例（たとえば先のパレスチナ壁事件における国際司法裁判所勧告的意見）も存在することに鑑みれば、国際人道法を特別法であるとア priori に捉えることは決してできない。

引用文献

Pierre d'Argent, *Les réparations de guerre en droit international public: la responsabilité internationale des États à l'épreuve de la guerre* (2002).

Frits Kalshoven, "State Responsibility for Warlike Acts of the Armed Forces: From Article 3 of Hague Convention IV of 1907 to Article 91 of Additional Protocol I and Beyond," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 40 (1991).

Marco Sassòli, "State Responsibility for Violations of International Humanitarian Law," *International Review of the Red Cross*, Vol. 84, No. 846 (2002).

ILC, *Fragmentation of International Law: Difficulties Arising from the Diversification and Expansion of International Law*, UN Doc. A/CN.4/L.682, 13 April 2006.

申 恵 丰 = 高 木 喜 孝 = 永 野 貴 太 郎 (編)
『戦後補償と国際人道法 個人の請求権をめぐって』(2005 年)

2. 研究の目的

以上のような研究状況に鑑み、本研究では、国際人道法違反に関する国家責任をめぐる国家責任条文と人道法諸条約との間の適用関係を、個別問題事例に則して実証的に解明することを目的とする。

本研究は、大きく分けて解析作業と分析作業の 2 つの作業に分けられる。まず第 1 に、解析作業として、国際人道法違反に関する国家責任をめぐる国家責任条文と人道法諸条約との間に実際に抵触が生じうる個別問題事例を、関係する判例、学説、国家実行の整理を通じて特定する。具体的には、(1) 責任帰属(国家責任条文第 4 条における国家機関とジュネーブ第 1 追加議定書第 43 条における「軍隊」; 国家責任条文第 8 条における「実効的支配 (effective control)」基準と捕虜条約第 4 条 A その他ジュネーブ諸条約に内在する「全般的支配 (overall control)」基準)、(2) 他国の行為に対する国家の支援責任(国家責任条文第 16 条とジェノサイド条約第 3 条(e)、クラスター弾禁止条約第 1 条 1 項(c)・第 21 条 3 項およびその他兵器規制

条約関係規定) (3) 回復(reparation) (国家責任条文第 31 条における完全回復と陸戦法規慣例条約第 3 条およびジュネーブ第 1 追加議定書第 91 条における非完全賠償) (4) 強行規範の重大な違反 (国家責任条文第 41 条と、ジュネーブ第 1 追加議定書第 89 条および国際刑事裁判所規程第 9 部) といった問題に焦点が当てられる。

第 2 に、分析作業として、以上で明らかになった個別問題事例における国家責任条文と人道法諸条約との間の抵触を調整する特別の枠組みが存在するの否かを検証する。とりわけ ILC の「国際法の断片化」研究報告書に代表される、規範抵触調整のための分析枠組みに関する最新研究成果を踏まえ、「特別法」「自己完結制度」を含む「強行規範」「対世的義務」といった関係重要概念に注意を払いつつ、冒頭で述べたように、(1) 人道法諸条約の責任規定は、どの程度国家責任条文から逸脱しうるのか、(2) 国家責任条文は、人道法の文脈で適用された場合に、どの程度人道法諸条約の責任規定とは別に解釈されうるのか、に対して分析を加える。

3. 研究の方法

本研究は、国際人道法違反から生じた国家責任をめぐる国家責任条文と人道法諸条約との適用関係を実証的に解明しようとするものである。したがって、規範相互間の抵触を特定する解析作業においては、国家責任条文や人道法諸条約の起草過程、国際・国内判例、国家実行に関する一次資料を重視し、丹念にこれを読み込むことで議論に厚みをつけるよう心がける。

他方、一次資料を重視するあまり研究が単なる事実の描写のみに陥らないよう、とくに分析作業においては、関係する最新の国際法理論の動向に注意を払いつつ(たとえば、Ralf Michaels and Joost Pauwelyn, "Conflict of Norms or Conflict of Laws?: Different Techniques in the Fragmentation of Public International Law," *Duke Journal of Comparative and International Law*, Vol. 22 (2011-2012) や Aoife O'Donoghue, "Splendid Isolation: International Humanitarian Law, Legal Theory and the International Legal Order," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol. 14 (2011) 等) 国家責任条文と人道法諸条約相互の抵触調整のための特別の枠組みの有無を軸に、国際人道法における国家責任の理論的枠組みの追求に努める。

次に研究体制について、本研究では研究代表者個人による単独での研究を採用する。本研究は、研究代表者のこれまでの国際法研究

で得られた知見を最大限に駆使すれば、共同研究の体制をとらなくても十分に実現可能だからである。ただし、本研究を単独で完遂させるための工夫として、関係分野の国際法学者および実務関係者との意見交換を可能な限り多く設定し、そこで進捗状況を報告し助言を得ることで、実現可能な研究の確保を心がけると同時に独善的な研究にならないよう努める必要がある。さらに、日本国内だけでなく、海外の国際法研究会合でも積極的に本研究に関する報告を行うことでより多くの専門家から助言を求め、自己の研究に還元することで実現可能性を確保していく。

4. 研究成果

初年度は、国際人道法違反に対する国家責任について関係諸条約と慣習国際法(国家責任条文)がいかなる関係にあるのかを、主に国際犯罪の不処罰問題に焦点を当てて取り組んだ。

国際犯罪の訴追処罰について扱った条約として、たとえば国際刑事裁判所規程がある。しかし同規程の非締約国は、対象犯罪が国際共同体全体の犯罪という普遍的性格を有するにもかかわらず、国際刑事裁判所への協力義務を負わない。長きにわたり問題とされる不処罰の原因の一つはこの点に起因する。本研究は、国家責任条文の観点からこの問題を克服するための可能性について模索した。具体的には、問題となる国際法違反が強行規範の重大な違反となる場合、すべての国は、1) 重大な違反を合法的手段によって終了させるために協力する義務、2) 重大な違反によりもたらされた状態を合法的なものとして承認してはならない義務、そして3) 当該状態を維持するための支援または援助を与えてはならない義務を負うことに注目した(国家責任条文第 41 条)。今日、国際人道法が強行規範と考えられていることに鑑みれば、同法の違反はこれらの国家責任法上の義務を引き起こし、国際刑事裁判所規程の非締約国にも適用されうる。こうした枠組みの下、国際犯罪処罰の文脈で非締約国は具体的にどのような義務を負うのかについて、国際学会で研究成果の報告を行った。

二年目は、前年度の国際学会での報告とそこで得られた専門家たちのコメントをもとに、さらなる調査を踏まえて論文を執筆した。同論文は、英文書籍の一部を構成するものとして無事に査読を通過し、世界で最も権威のあるケンブリッジ大学出版局(Cambridge University Press)から出版されることが決定した。これと並行して、国際人道法違反の被害者個人に対して国家責任法はどのような救済を提供できるのかについて調査を実施した。国際刑事裁判機関が被害者個人の救済を実現するメカニズムを発展させていく中で、伝統的な国家責任法はどのような影響

をそこから受けているのか(あるいは受けないのか)について検討を進めた。さらに、国際人道法違反の責任問題の前提的問題を扱うものとして、国際人道法の適用開始時期を扱う研究報告を日本国際法学会 2015 年度(第 118 年次)研究大会(名古屋国際会議場)で行った。黒崎将広「国際的武力紛争の発生条件再考」(2015 年 9 月 19 日土曜日)(共通テーマ「安全保障における現代的課題」)。

三年目は、前年度に日本国際法学会で行った国際人道法違反の責任問題の前提となる武力紛争の発生要件について引き続き研究を進め、その成果の一部を同学会の機関紙に発表した。個人と国家の責任追及に際して裁判所が解釈する裁判規範としての国際人道法が実際の国家の行動の法的基準としてどこまで妥当しうるのかといった問題意識の下、行為規範として国際人道法に焦点を当てたものである。また、国家責任における行為帰属法理にも関係する国際人道法における交戦者資格の意味についても研究を進めた。国際人道法上、交戦者を代表して敵対行為に参加する者の地位は、「不法戦闘員(unlawful combatants)」ないし「非特権的交戦者(unprivileged belligerents)」の問題として今なお最も注目を集めている問題である。この問題に即して、戦闘員資格との関係に留意しつつ、交戦者資格の意味を扱う報告を研究会で行った。最後に、以上と並行して国際人道法の履行確保・遵守制度についても研究を進めた。この問題は、アカウンタビリティ(説明責任)との関係で今日喫緊のものとして位置づけられており、新たなメカニズムの構築について赤十字国際委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)とスイス政府の主催で公式会議が重ねられている。本研究が扱う国家責任の在り方との関係で、同会議の動向を検討した。

四年目の最終年度は、国家責任における行為帰属法理にも関係する、交戦国を代表する主体に着目して主に研究を進めた。具体的には、前述の国際人道法における交戦者資格に関する問題の源流を探る考察を試みた。その成果は、有斐閣より出版される予定である(後述の図書一覧を参照)。また、サイバー攻撃の文脈で国際人道法の研究も進めた。サイバー空間は、責任の帰属が最も問題となる空間の 1 つであり、武力紛争時には同空間にも国際人道法が適用されるため、本研究テーマの具体的事案として考察を加えた。この間、米国海軍大学ストックトン国際法研究センター(Stockton Center for the Study of International Law at the US Naval War College)にて在外研究を行い、交戦者資格と責任帰属の関係の問題とあわせて、サイバー空間における国家責任に関する慣習法適用可能性について扱った。本年度におけるその一部の成果が、『サイバー攻撃の国際法

タリン・マニュアル 2.0 の解説』(信山社)として 2018 年 4 月に公開されている。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

黒崎 将広「国際的武力紛争の発生条件再考 戦闘員資格の機能」『国際法外交雑誌』第 115 巻第 2 号(2016 年)64-80 頁(査読有)

〔学会発表〕(計 2 件)

黒崎 将広「国際的武力紛争の発生条件再考」日本国際法学会 2015 年度(第 118 年次)研究大会(2015 年)。

Masahiro Kurosaki, "The Quest for a General Obligation to Cooperate: Contrasting the ICL Treaty Regimes with the ASR Regime of Aggravated State Responsibility," The Fifth International Four Societies Conference (ASIL, CCIL, ANZSIL, and JSIL)(2014).

〔図書〕(計 3 件)

黒崎 将広「交戦の不法性と交戦者の不法性 米国クヴィリン事件最高裁判決の理論構成」岩沢 雄司=森川 幸一=森 肇志=西村 弓(編)『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼記念論文集』(有斐閣、発行年未定) ページ数未定。

中谷 和弘、河野 桂子、黒崎 将広『サイバー攻撃の国際法 タリン・マニュアル 2.0 の解説』(信山社、2018 年)67-111 頁。

Masahiro Kurosaki, "The Fight against Impunity for Core International Crimes: Reflections on the Contribution of Networked Experts to a Regime of Aggravated State Responsibility", Holly Cullen, Joanna Harrington and Catherine Renshaw, eds., *The Role of Experts and Networks in International Law* (Cambridge University Press, 2017), pp. 257-278.

6. 研究組織

(1) 研究代表者 黒崎 将広 (Kurosaki, Masahiro)

防衛大学校・人文社会科学群・准教授
研究者番号: 10545859